

令和元年第3回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）								
招 集 年 月 日	令和 元年 7月22日							
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場							
開 閉 会 日 時	開 会 令和 元年 7月25日			議 長	工 藤 求			
	閉 会 令和 元年 7月25日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席 番号	氏 名		出席 等別	議席 番号	氏 名		出席 等別
	1	大 森 一		出	6	中 村 勝 明		出
	2	畠 山 拓 雄		出	7	鈴 木 隆 昭		出
	3	上 山 明 美		出	8	中 村 芳 正		出
	4	菊 地 大		出	9	佐々木 芳 利		出
	5	上 村 繁 幸		欠	10	工 藤 求		出
会 議 録 署 名 議 員	9	佐々木 芳 利			1	大 森 一		
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務 局長	工 藤 光 幸		主査	三 上 恵 美			
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長		石 原 弘		教 育 長		相 模 貞 一	
	副 村 長 総務課長事務取扱		早 野 円		教 育 次 長		佐々木 修	
	地 域 整 備 課 長		佐々木 卓 男					
	産 業 振 興 課 長		渡 辺 謙 克					
	地 域 整 備 課 主 幹		早 野 和 彦					
	産 業 振 興 課 主 幹		畠 山 哲					
議 事 日 程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり							
会 議 の 経 過	別紙のとおり							

令和元年第3回田野畑村議会臨時会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和 元年 7月25日（木曜日） 午後 1時30分開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 村道沼袋田代線道路改良舗装その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 田野畑村生きがいの館改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第4号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

閉 会

◎開会及び開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまから令和元年第3回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

◎会議録署名議員の指名

○議長【工藤 求君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、佐々木芳利君、1番、大森一君を指名いたします。

◎会期決定

○議長【工藤 求君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長【工藤 求君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案4件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係であります、印刷の上お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、関係書類は事務局にありますので、ごらん願います。

次に、宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要について、菊地大君から報告願います。

4 番。

○4 番【菊地 大君】 去る7月10日に招集された宮古地区広域行政組合議会臨時会において審議された議案等につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本臨時会は、宮古市市役所議場において午後1時に開議され、会期は1日限りでございました。議案等は8件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,095万5,000円とするもので、これを原案のとおり可決しております。

補正予算の内容でございますが、まず歳出の主な内容についてでございます。3款衛生費、2項清掃費、3目埋立処分地施設費の浸出液処理施設回転円板等修繕に伴い、修繕料を1,236万7,000円増額しております。

次に、歳入についてでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金は、歳出の増額補正分1,236万7,000円を増額するものでございます。

次に、議案第2号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例につきましては、し尿の収集・運搬手数料の改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い設置許可手数料の改正をしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

詳細につきましては、お手元の概要報告書のとおりでございます。

議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、不正競争防止法等の改正及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い所要の改正をしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、一般廃棄物最終処分場の用に供する自走式破碎機の買い入れをしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、消防活動の用に供する高規格救急自動車の買い入れをしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

なお、本件の車両につきましては宮古消防署に配置予定となっております。

議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、消防活動の用に供する水槽つき消防ポンプ自動車の買い入れをしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

なお、本件の車両については山田消防署に配置予定となっております。

議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、消防活動の用に供する消防ポンプ自動車の買い入れをしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

なお、本件の車両については岩泉消防署に配置予定となっております。

議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、消防活動の用に供する化学消防ポンプ自動車の買い入れをしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

なお、本件の車両については宮古消防署に配置予定となっております。

以上で報告を終わります。

○議長【工藤 求君】 これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩（午後 1時37分）

再開（午後 1時38分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長【工藤 求君】 日程に従い、進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 令和元年6月24日から令和元年7月24日までの行政報告をさせていただきます。

1ページになります。6月28日、田野畑村地域公共交通活性化協議会総会ということで実施しました。

7月1日、県外行政視察ということで、この件は早稲田大学及び全国の首長等からの情報を得たグランドデザイン等で政策的に情報として必要な部分がありましたので、長野県、新潟県ということで、この後説明しますグランドデザイン及び庁内の会議においてもその内容をお示したところであります。

7月3日、庁舎建設候補地選定会議。

それから、7月4日、下閉伊北部ということで岩泉、普代、田野畑の地域の共通課題を解決するためということで、宮古、盛岡への共同要望を実施したところであります。

7月10日、これは今お話しした岩泉、普代、田野畑の共通課題ということで455号を中心とし

た地域課題を解決するためということで、仙台の東北整備局長初め幹部の方々への要望活動を実施したところであります。

7月12日、88歳、米寿対象者のお祝い状贈呈を行いました。

7月14日、議員の皆様にもご臨席を賜りました「花笑みの碑」ということで、引き渡し式及び除幕式を実施したところであります。

7月16日、夏の交通事故防止県民運動の交通キャンペーンということで、思惟の大橋周辺で実施したところであります。

次のページになります。7月23日、定例記者会見と、そしてたのはた産業まつりの総会ということで組織立てをしたところであります。

7月24日、庁舎建設候補地選定会議ということで、この会議においては評価基準及び項目選定、それから評価指標の分析、グラウンド法及びその他の項目をグラフによって分析した、今後の見通しということも含めて委員の方々と協議を諮ったところであります。この会議において、私のほうからその他の情報としてSDGsの情報ということで伝達をさせていただきました。

次に、入札関係でありますけれども、7月2日に5件入札、それから7月16日に同じく5件の入札ということで、この後仮契約を本契約にするということで議会にはその旨提案しているところでありますので、内容はこの内容にてご理解を賜ればと思います。

以上で行政報告を終わります。

○議長【工藤 求君】 これで行政報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第5、議案第1号 村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号、タブレットで3ページ、それから説明資料ですと1から4ページということになりますので、よろしくお願いします。

議案第1号 村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事。

2、工事場所、田野畑村田代地内。

3、契約金額、6,270万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額570万円。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社代表取締役、熊谷朋之。

議案第1号資料の図面関係をごらんください。この議案第1号の資料の4枚中の1枚目の村道沼袋田代線道路改良舗装事業の全体実施計画図面があるのですが、これをごらんください。今回緑色表示がその2工区であります。赤色表示のその1工区は、この間6月定例議会により議決の承認をいただいた区間が赤色区間になります。

田代公民館付近を起点としまして、村道の茅刈沢線、約80メートル過ぎたところが終点となっております。それに接続する黒色着色部分は既に完成している工区であります。

主な工事概要についてご説明いたします。議案第1号の4枚中の2枚目、3枚目の平面図、図面が小さいのですが、それから4枚目の標準断面図も一緒にごらんになっていただきたいと思います。施工延長で349.2メートル、道路幅員は1車線の5メートルを標準としております。本工事の主な工事内容ですが、掘削工が1,400立米、盛り土工として340立米、プレキャストの擁壁工として112メートル、側溝工が579メートルとなっております。

工期は、令和2年の2月末を予定してございます。

議案にお戻りください。理由ですが、村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 村道沼袋田代線道路改良舗装その2工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、議案第2号 村道沼袋田代線道路改良舗装その3工事の請負契約

の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号です。タブレットの4ページ、それから説明資料ですと5から8ページになりますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号 村道沼袋田代線道路改良舗装その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

村道沼袋田代線道路改良舗装その3工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道沼袋田代線道路改良舗装その3工事。

2、工事場所、田野畑村田代地内。

3、契約金額、5,940万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額540万円。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社代表取締役、熊谷朋之。

議案第2号の資料の図面をごらんください。先ほども同じ全体の実施計画図面にはなりますけれども、議案第1号の続きになります今回青色の表示がその3工区になります。

起点側は、ちょっとこれ場所が、起点の位置がちょっとわかりづらいのですが、個人名を出して申しわけないのですが、田代の金子さん宅または役場職員であります横山主任主査の宅地付近を起点としまして、そして終点は、これも役場職員の佐藤智佳課長宅付近が終点となります。

主な工事概要についてご説明いたします。議案第2号の4枚中の2枚目、3枚目の平面図、そして4枚目の標準断面をごらんください。施工延長で300.1メートル、道路幅員は1車線の5メートルを標準としております。本工事の主な工事内容ですが、掘削工で1,100立米、盛り土工が580立米、プレキャスト擁壁工が59メートル、側溝工として554メートル、アスファルト舗装工が1,911平米、ガードレールで127メートルとなっております。

工期は、令和2年の2月末を予定してございます。

今説明しましたその1工区、その2工区、その3工区の道路改良舗装工事の実施をもって、今年度で全体事業の完成を図りたいというふうに考えてございます。

理由ですが、村道沼袋田代線道路改良舗装その3工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。9番。

○9番【佐々木芳利君】 道路勾配については少しは改良されますか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 道路法どおりに基づく勾配ですので、ちょっと今縦断勾配の図面がないのですけれども、標準的には最急勾配でも特例で12%以下というのがありますので、きつところだと、一番きつところはこの間山を切っているその2とその3工区の間山切りのあそこの部分で、既に改良区間だろうかなというふうに思っていますけれども、道路法どおりに基づいた勾配ということで、何といたしますか、それは規格に合った勾配ということになってございます。

○議長【工藤 求君】 9番。

○9番【佐々木芳利君】 そうしますと、3工区は今の道路勾配のイメージでよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 説明不足です。3工区は家が道路わきにそのとおりありますので、現道をそのまま行くというイメージですので、勾配の修正は若干あるにしても、家が両側に張りついているので、今のような現道なりの道路というふうなイメージで思ってもらえればよいと思います。

○議長【工藤 求君】 3番。

○3番【上山明美君】 ここにある第2工区と第3工区の工事というのは同じ会社がとっているわけですが、同じような工期ということで同時にその工事は並行して行われていくというイメージでよろしいのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の議員の質問ですけれども、これはその2工区、その3工区、既に議決を得られたその1工区、これも業者的には熊谷建設がこの工区を3つ請け負ってございます。それで、発注としましてはそれぞれ1本ではなく工区割りをして、それぞれが請け負いするのは、指名はしていますので、それは全部とるか、別な業者がとるかというのは、それは入札ですのでわかりませんが、一応今回は3工区を全部とったということでありまして。

そして、その考え方ですが、今の現場代理人、主任技術者というのが、東日本大震災で津波の影響で人材不足というふうなことがあります。それから、小規模な工区においては現場代理人も、それから主任技術者も兼務できるというふうなことがありまして、これはしかもそして一連の工事であるということからして、例えば現場代理人は、これは5,000万以上ですので、現場代理人は3工区とも1人ずつ配置しなければならない。それから、主任技術者においては、これは2件まで兼務できるというふうなことがございますので、業者の人的にはそういうふうな意味では一連の工事の中だったので配置はオーケーだと。

そして、工事においてはそれぞれの3工区とも一緒に進むような考え方を、その1が先ですけ

れども、既にその1においては業者のほうと打ち合わせはしておりますけれども、いずれ3工区とも全体的に動き出していきます。ですが、これ2月の末なので、舗装というのがありますので、この舗装工事はその現場の状況を見ながら、冬の大変な時期に舗装するというのもゆるくない話ですので、これは現場の状況を見ながら、そしてどのようなやり方がいいかというのは相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 村道沼袋田代線道路改良舗装その3工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、議案第3号 田野畑村生きがいの館改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 タブレットの議案の5ページをお開きください。議案第3号 田野畑村生きがいの館改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、田野畑村生きがいの館改修工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、田野畑村生きがいの館改修工事。

2、工事場所、田野畑村菅窪地内。

3、契約金額、1億857万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は987万円です。

工事内容の説明として説明資料をごらんください。タブレットでは9ページから13ページになります。説明をする前に若干おわびがあります。説明資料のタイトルですね、議案番号、説明資

料ナンバー1の3番であるとか、工事内容の主なものについて記載をしておりましたが、空白に記載をしておりましたが、ちょっとコンピューター上の何らかの原因でこれが消えているということで、先ほど総務課とも確認しましたけれども、ちょっと消えておりますので、私今から説明しますことをご承知いただきたいと思います。

資料の9ページ、1枚目は建物1階の平面図です。ダイニングキッチン、居間が2、和室が2、浴室、脱衣室、シャワー室のほか多機能トイレと一般の男女別トイレを配置し、1階の床面積は237.73平方メートルです。

次のページごらんください。こちらは2階の平面図になります。宿泊室が3つのほか、宿泊者がくつろぐラウンジを配置し、2階の床面積は109.3平方メートルとなっております。

なお、1階と2階を合計した延べ床面積は347.03平方メートルとなっております。

3枚目は、正面玄関側よりの立面図になります。

4枚目は、立面図と同じ方向の向かってやや南側から見たイメージ図となっております。

瓦屋根は全交換いたします。しっくい壁は一度取り壊しますが、断熱材を入れて居住性の改善を図った後に、以前の意匠を再現いたします。

最後のページは、管内の1階ダイニングスペースのイメージ図になります。かつては台所と食堂であった場所ですが、象徴的なはり柱を保存し、かつ土間として履物を脱がなくても入りやすい交流スペースとして、古民家の魅力を気軽に体感できるように設定しているものでございます。

議案にお戻りください。4、受注者、住所、岩手県久慈市八日町1丁目20番地、氏名、株式会社新田組代表取締役、新田貞治。

提案の理由でございます。田野畑村生きがいの館改修工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。3番。

○3番【上山明美君】 ただいまの説明の中にはりとか、しっくいとか、そういうものを生かしてというふうな感じで外観イメージ図のようなものを見ると昔の面影があるような感じもところあるのですが、今残っているものとか使えるものを生かしてということがきちんとこの契約の中には組み込まれていて、そして業者の人もそれはもうもちろん大丈夫ということでの契約となっているのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 工事契約というよりそれは設計契約、設計時の契約の中に盛り込まれているものでございまして、ご承知のとおり瓦屋根とか戸袋、欄間など意匠的に特徴のある部分が多いために、現在の古民家の姿を最大限保存するとともに、その当時の意匠を残すことを最

大の目標としております。かつ、宿泊所としても使いますので、単に居住者の居住性ではなくて、お客さんの居住性というものを考える上で断熱材を入れたりですとか、そういった改良を施すものでございます。

○議長【工藤 求君】 3 番。

○3 番【上山明美君】 わかりました。何か残せるものというか、いいものがたくさんあるので、使える材料はということで質問しました。

あと、聞き逃したかもしれないのですけれども、工期はいつまででしょうか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 本契約の工期は令和 2 年 3 月 30 日までとなっておりますが、やはりちょっと入札で少し時間をとってしまいましたので、年度をまたいでの工期延長が見込まれるところでございます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第 3 号 田野畑村生きがいの館改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第 8、議案第 4 号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 議案第 4 号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてをご説明いたします。

タブレットの 6 ページをお願いいたします。議案第 4 号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）。

2、工事場所、田野畑村松前沢地内。

3、契約金額、1億6,060万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,460万円。

4、受注者、住所、岩手県久慈市新井田第4地割8番地6、氏名、株式会社小山組代表取締役、小山和則。

次に、2回目の入札不調の経過についてご説明いたします。6月の定例会の一般質問におきまして、建築・外構工事につきましては2回の入札が不調になり対応を検討する旨答弁したところでございます。地方自治法施行令等の関係法令により、2回の入札が不調となった場合には随意契約することができる旨規定されております。村では、この規定を適用し随意契約することとし、2回目の入札において最低入札額を記載しました株式会社小山組を選定し、7月22日に同社より見積書の徴集を行い、予定価格に達したことから同日付で仮契約を行い、本日議決を求めるものでございます。

次に、資料により工事の概要をご説明いたします。議案第4号資料、4枚中1枚目をお願いいたします。建築場所は田野畑中学校敷地内、校舎の東側、構造は鉄骨造平屋建て、延べ床面積は約373平米でございます。黄色で囲った部分が給食センターとなります。

2枚目をお願いいたします。外観パースでございます。外観は、中学校校舎と調和するよう整備する計画でございます。

3枚目をお願いいたします。平面図でございます。現行施設との主な相違点は、下処理室、調理室、洗浄室等を間仕切り、明確なゾーニングを行うこと、ドライシステム、床に水が落ちない、床が水浸しにならないドライシステムを導入することでございます。

4枚目をお願いいたします。これは、3枚目の平面図に厨房機器等を配置した平面図となります。

なお、厨房機器は建築・外構工事には含まれず、別途発注となります。

工期につきましては、工事期間195日として令和2年2月8日までとしておりますが、資材等の在庫、納期状況により工期の延長、それに伴い場合によっては次年度への事故繰り越しとなる可能性がありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

建築・外構工事以外の工事、具体的には機械設備工事、電気設備工事、厨房備品工事につきましては、今後入札を実施し、順次発注してまいりたいと考えております。

議案にお戻りください。提案理由でございます。提案理由、田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の請負契約を締結しようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。3番。

○3番【上山明美君】 前の議会のときにもやっぱり不調だということがありまして、ボルトの不足とかそういう場合は工事を違う形にしてという感じでということで説明があったのですが、随意契約とかがって今回なったわけですが、その点、その中にも前説明したようなことが盛り込まれているのかどうかと、そのほかにやはり工事をスムーズに進めるために変更とかかけたような項目とかがあるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 部材変更等特記仕様書にはその旨は記載し、請負者と発注者で相談しながら進めるという記載は盛り込んであります。

○議長【工藤 求君】 9番。

○9番【佐々木芳利君】 契約までこぎつけていただきまして大変ご苦労さまでございました。浄化槽からの排水処理はどのように考えていますか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 今回は浄化槽設置する予定ですが、放流水の基準にのっとって中学校の浄化槽と同じ場所に放流する。学校施設に浄化槽がありますので、それとはまた別に浄化槽はつくるのですが、放流先は同じ場所ということになっております。具体的にはグラウンドの1塁側のあたりですかね。

○議長【工藤 求君】 9番。

○9番【佐々木芳利君】 そうしますと、北側の道路とは関係ない状況になりますか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 はい、関係ありません。

○9番【佐々木芳利君】 はい、わかりました。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で全日程を議了したので、会議を閉じます。

令和元年第3回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午後 2時10分)